

日之影町発注の建設現場における「週休2日工事」実施要領

令和8年4月1日

日之影町長 佐藤 貢

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために実施する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語等)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5% (8/28日) 以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

2 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日は、現場閉所日数に含めるものとする

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象工事は、日之影町が発注する全ての工事とし、その全てを月単位の週休2日の対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。

2 月単位の週休2日工事は、共通特記仕様書において、月単位の週休2日工事の対象工事である旨を記載するものとする。

共通特記仕様書記載内容

第14条 休日の確保

本工事は、月単位の週休2日工事の対象工事である。

実施に当たっては、「日之影町発注の建設現場における『週休2日工事』実施要領」に基づき行う。

実施要領は、日之影町ホームページ (トップ>カテゴリ>町政情報>事業者向け情報>日之影町発注の建設現場における「週休2日工事」の実施について) から入手できる。

(実施手続)

- 第4 受注者は工事着手前に月単位の週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。月単位の週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、施工計画書に月単位の週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。なお、計画工程表には月単位の週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。
- 3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。
- 4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。なお、工事履行報告書、週間工程表により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。
- 5 受注者は、工事看板等により週休2日工事に取り組む旨を明示するものとする。
- 6 受注者は、月単位の週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

(労務費・間接工事費・市場単価の補正)

- 第5 当初設計では下表（労務費・間接工事費・市場単価の補正）における月単位の週休2日補正係数を乗じた上で予定価格を算出するものとし、週休2日工事の実施後、現場閉所率が月単位の週休2日を達成できなかった場合及び、週休2日工事の実施を行わなかった場合については、補正分を減額して変更契約するものとする。

(1) 労務費・間接工事費の補正

	閉所状況：4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）		
	月単位の週休2日補正係数		
	土木工事	治山林道工事	土地改良工事
労務費	1.02	1.05	1.02
機械経費（賃料）	—	1.04	1.02
共通仮設費	1.01	1.04	1.02
現場管理費	1.02	1.06	1.05

- (2) 市場単価及び土木工事標準単価の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(留意事項)

第6 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意することとする。

- (1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。
 - ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合
 - ウ 現場見学会等、現場を公開する場合
 - エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含む現場閉所中の作業指示は行わないこととする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		現場閉所 4週8級以上 現場閉所率28.5%以上		
		土木工事	治山林道 工事	農業農村 整備事業
鉄筋工		1.02	1.05	1.02
ガス圧接工		1.01	1.04	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	—	—
	撤去	1.02	—	—
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.05	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.05	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.02	1.05	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.02	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去・移設	1.01	1.04	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.02	1.01
	撤去	1.02	1.05	1.02
法面工		1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.01	1.03	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.03	—
道路植栽工事		1.02	—	—
公園植栽工		1.02	—	—
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	—	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	—	1.02
橋面防水工		1.01	—	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	—	—
グルーピング工		1.00	—	—
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	—	—

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		現場閉所 4週8級以上 現場閉所率28.5%以上		
		土木工事	治山林道 工事	農業農村 整備事業
区画線工		1.02	1.05	1.02
高視認性区画線工		1.02	—	—
橋梁塗装工		1.01	—	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.04	1.02
	人力	1.02	1.05	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.05	1.02
排水構造物工		1.02	1.05	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	—	—
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	—	—
	高所作業車	1.01	—	—
表面含浸工	固定足場	1.02	—	—
	高所作業車	1.02	—	—
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	—	—
	高所作業車	1.02	—	—
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	—	—
	高所作業車	1.02	—	—
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	—	—
	高所作業車	1.02	—	—
防草シート設置工		1.01	—	—
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	—	—
	高所作業車	1.01	—	—
塗膜除去工		1.02	—	—
パキュームブラスト工		1.01	—	—
道路反射鏡設置工	設置	1.00	—	—
	撤去	1.02	—	—
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	—	—
機械式継手工		1.02	—	—
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	—	—
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘 発目地設置工		1.01	—	—
浸食防止用養生マット工 (養生マット工)		1.02	—	—
支承金属溶射工		1.02	—	—
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設 置工		1.02	—	—
フレア溶接		1.02	—	—
H型ボラード設置工		1.01	—	—
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	—	—
	作業車	1.02	—	—